

平成 24 年度事業報告

はじめに

平成 24 年度において、世界経済では、欧州債務問題については昨夏以降一定の進展がみられつつあり、米国においては「財政の崖」が回避されるなど明るい兆候もみられるものの、その減速傾向や不安定要因は多岐にわたり、まだまだ予断を許す状況にはありません。一方、わが国経済は、東アジアにおける政治的緊張を抱えているものの、昨冬以降の、金融、財政、成長の三本の矢によるアベノミクスを好感して株価が急上昇するとともに、異常な水準にあった円高も反転し円安トレンドを形成しつつあり、明るい方向へと突き進みつつあると信じて疑うものではありません。

一方、商品先物業界では、平成 25 年 2 月 12 日に東京穀物商品取引所が東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所に市場移管を行い、国内商品取引所は東西の二ヵ所に再編されました。東京商品取引所は、今回の再編を機に総合商品取引所として大いに拡大発展することが期待されております。また、大阪堂島商品取引所は米を中心として農水商品の専門取引所として独自の発展が期待されております。このような中で、経済産業省は、エネルギーとして益々重要性を増している液化天然ガス（LNG）先物市場を平成 26 年度中を目途に創設することを目指しております。われわれ商品先物取引業者はそのような流れの中で、一致協力して両取引所市場の発展に取り組んでいかなければならないと存じておりますが、国益に根ざして商品市場が発展するためにも、過剰な規制は緩和、撤廃していただくべきであると考えております。また、先に述べました国の経済政策が、わが業界に対してもプラスに働くことを期待しております。

当基金では、新年度より代位弁済制度を一部改正し、保証手数料及び担保率の引き下げ、契約可能額の増額、代位弁済担保有価証券の拡充を実施いたします。また、従来から懸案となっております委託者からの預かりに対応した委託者保護資金の造成水準の見直しを検討することとしております。さらに、金融、証券業界を含む諸制度の変革には、随時諸規程等を改正するなどの対応をしていく所存ではありますが、当基金はあくまで国内商品取引所に係る取引の委託者の資産を保護することが使命であり、本旨であることに変わりありません。

本基金といたしましては、引き続き委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護制度の充実を図り、当業界ならびに会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成 24 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 会計規程等の改正等について

① 会計規程の改正

平成 24 年 10 月 23 日開催の第 55 回理事会において、無形固定資産についての規定の明確化、減価償却制度の見直しに伴う改正を行うことを決議し、11 月 5 日付けで主務大臣に会計規程の変更の承認申請を行い、主務大臣より平成 24 年 11 月 12 日付けで会計規程の変更について承認されたので、同日施行された。

② 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

(a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成 24 年 10 月 23 日開催の第 55 回理事会において、役員に準ずる者についての届出書類の追加に伴う規定の改正を行った。

平成 24 年 12 月 10 日開催の第 56 回理事会において、自己資本規制比率についての届出書類の追加に伴う規定の改正を行った。

平成 25 年 2 月 15 日開催の第 57 回理事会において、会員が商品先物取引法に基づく検査を受けたときの検査結果についての報告を受けること及び取引所の名称変更、市場の移管に伴う改正を行った。

(b) 「組織規程」の改正

平成 24 年 10 月 23 日開催の第 55 回理事会において、ハラスメントに関することを総務部の分掌事務として追加する改正を行った。

(c) 「基金代位弁済業務実施要領」の改正

平成 25 年 3 月 8 日開催の第 58 回理事会において、基金代位弁済契約における保証手数料の見直し、担保率の見直し、代位弁済限度額の拡大についての改正を行った。

(d) 「提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱」の改正

平成 24 年 12 月 10 日開催の第 56 回理事会において、cfef システムにおいて自己資本規制比率の届出を受けることに伴う規定の改正を行った。

(e) その他

ア 平成 24 年 10 月 23 日開催の第 55 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」、委託者保護資金勘定及び委託者債務代位弁済勘定における運用方法に、貸付信託法に基づく受益証券であって元本補てん契約のあるもの及び決済性預金の追加を行った。また、運用期間別の資産の管理運用方針については廃止し、信用格付業者の変更に対応するため包括的な表現に改めた。

イ 平成 25 年 3 月 18 日開催の第 58 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」、委託者保護資金勘定については分離し新たに別途規定を設けることとしたためこれを削除し、委託者債務代位弁済勘定について、これまで委託者保護資金勘定を準用していたところを改め、運用期間別残高構成についても改めた。また、理事会決定事項「委託者保護資金の管理運用について」を新設し、委託者保護資金勘定の資産の運用について規定を定めた。

(2) 役員等の選出及び異動

① 任期満了に伴う役員の変更

任期満了により、平成 24 年 5 月 31 日開催の第 8 回通常総会において役員の変更に伴う改選を行った結果、次のとおり選出された。

(敬称略)

理事長	多々良 實 夫
副理事長	岡 地 和 道
副理事長	黒 木 幾 雄
専務理事	杉 田 定 大
常務理事	庄 司 國 男
理 事	荒 井 史 男
理 事	江 崎 格
理 事	高 橋 英 樹
理 事	渡 辺 好 明
理 事	上 野 靖 雄
理 事	岡 本 安 明
理 事	落 岩 邦 俊

理事 川路 耕一
 理事 清水 清
 理事 繁澤 宏明
 理事 二家 勝明
 理事 牧田 栄次
 監事 坂本 嘉山
 監事 細金 英光
 監事 有賀 文宣

これを受け、平成 24 年 5 月 31 日付けで主務大臣に商品先物取引法第 286 条第 2 項に基づく役員選任の認可申請を行い、6 月 4 日付けで認可された。

なお、役員として選出された者が主務大臣の認可を受けて役員に就任するまでの間、定款第 33 条第 3 項の規定により、5 月 31 日に任期満了となった役員がその職務を代行した。

② 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成 25 年 3 月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(理事長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	24. 6. 4	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役

(副理事長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	24. 6. 4	岡地和道	日本商品先物振興協会会長
再任	24. 6. 4	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長

(専務理事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	24. 6. 4	杉田定大	委託者保護基金専務理事

(常務理事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	24. 6. 4	庄司國男	委託者保護基金常務理事

(理事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	24. 5. 22	田中孝男	エース取引(株)代表取締役
再任	24. 6. 4	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
再任	24. 6. 4	杉田定大	委託者保護基金専務理事
再任	24. 6. 4	庄司國男	委託者保護基金常務理事
再任	24. 6. 4	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	24. 6. 4	江崎 格	(株)東京工業品取引所代表執行役
再任	24. 6. 4	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
再任	24. 6. 4	渡辺好明	(株)東京穀物商品取引所代表取締役
再任	24. 6. 4	上野靖雄	新日本商品(株)代表取締役
再任	24. 6. 4	岡本安明	岡安商事(株)取締役会長
再任	24. 6. 4	落岩邦俊	第一商品(株)代表取締役
再任	24. 6. 4	川路耕一	KOYO 証券(株)取締役会長
再任	24. 6. 4	繁澤宏明	(株)コムテックス取締役会長
再任	24. 6. 4	二家勝明	日産センチュリー証券(株)代表取締役
就任	24. 6. 4	清水 清	カネツ商事(株)取締役会長
就任	24. 6. 4	牧田栄次	エース取引(株)専務取締役
辞任	24. 6. 22	渡辺好明	(株)東京穀物商品取引所代表取締役
辞任	24. 11. 16	牧田栄次	エース取引(株)代表取締役
辞任	25. 3. 28	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
辞任	25. 3. 31	上野靖雄	新日本商品(株)代表取締役

(監事)

区分	年月日	氏名	備考
再任	24. 6. 4	坂本嘉山	セントラル商事(株)代表取締役
再任	24. 6. 4	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
再任	24. 6. 4	有賀文宣	税理士

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	24. 6. 15	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	24. 5. 11	浅川清実	第一商品(株)専務取締役
辞任	25. 2. 12	伊藤國光	(株)東京穀物商品取引所執行役員
就任	25. 3. 28	濱地敏明	元日商協事務局長

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	24. 6. 15	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
辞任	24. 7. 11	長尾梅太郎	(株)東京工業品取引所代表執行役専務
辞任	24. 7. 12	石海行雄	エース取引(株)取締役副社長
辞任	25. 2. 12	畑野敬司	(株)東京穀物商品取引所代表取締役
就任	25. 3. 28	落岩邦俊	第一商品(株)取締役副会長
就任	25. 3. 28	吉田高明	(株)日本商品清算機構代表取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 33 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 25 年 3 月 31 日現在の会員数は 32 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称（商号）変更等

① 会員の名称（商号）変更

期中における名称の変更は無かった。

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
エース取引(株)	田中 孝男	牧田 栄次	24. 5. 22
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	定村 雅文	小野 政博	24. 6. 26
ひまわり証券(株)	北川 博文	神馬 宗夫	24. 6. 26
岡藤商事(株)	加藤 雅一	古田 省三	24. 6. 28
フジフューチャーズ(株)	寺町 博	有宗 良治	24. 7. 4
エース取引(株)	牧田 栄次	ジョン・フー	24. 11. 16
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	久野 喜夫	篠塚 真	25. 2. 18
クレディ・スイス証券(株)	オリビエ・ティエ	マーティン・キープル	25. 3. 22

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成24年度において、当基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を2回開催した。

当年度において、商品先物取引法第303条第1項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は2社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は1社、分離保管弁済案件と認定した会員は1社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はいなかったため、法第306条第1項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

また、法第308条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員2社に係る処理については、次のとおりである。

① モルガン・スタンレーMUF G証券(株)の処理について

モルガン・スタンレーMUF G証券(株)は平成24年4月16日付で商品先物取引業のうち国内に設けられたすべての営業所又は事務所において商品先物取引法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる行為(国内商品市場取引)に係る業務を廃止したことから、翌17日付で同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、当基金は4月17日に同社に立入監査を行ったところ、委託者債務の弁済が完了していることを確認した。

また、同日、同社より委託者債務の弁済が完了している旨の自主弁済計画が提出された。

これを受け、当基金では弁済難易度の認定を行うため、4月17日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度については、自主弁済案件と認定した。また、同社から提出された自主弁済計画については、「実施済み」と認定した。

これにより、当基金は4月17日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。なお、同社は4月17日付で会員資格を喪失したので、同日付で会員脱退した。

② エイチ・エス・フューチャーズ(株)の処理について

エイチ・エス・フューチャーズ(株)は平成24年8月6日に商品先物取引業の廃止公告(廃止日9月11日)を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。このため、当基金は8月6日に立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

さらに、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告を8月6日付で掲示場に掲示するとともに、電子公告を同日付で行った。(終了期日は9月18日)

弁済公告終了期日の9月18日までに、当基金に対し、エイチ・エス・フューチャーズ(株)に係る算定対象債権額の届出を行う者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済については、9月24日までに終了していることが確認された。

これにより当基金は、9月25日付で同社との分離保管弁済契約を解除した。

なお、同社は9月11日に商品先物取引業を廃止したことから9月12日付で会員脱退した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはないが、分離保管弁済を行ったタイコム証券㈱の破産処理については記載すべき事項は特になく状況となっている。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 23 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98 億円)を下回ることはなかったことから、平成 24 年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行われなかった。平成 24 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 25 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

(2) 委託者保護資金等の管理

① 委託者保護資金

委託者保護資金については第 1 回理事会決定に基づき管理運用を行っていたが、平成 25 年 3 月 8 日開催の第 58 理事会において、従来の委託者保護資金及び基金分離預託財産、代位弁済積立金等の管理運用を定めた理事会決定から独立させ、新たに委託者保護資金についての管理運用方針を決定した。この決定により国債、政府保証債、地方債による運用割合の維持率を廃止し、期間別残高構成割合を簡素化した。

この決定に基づいた平成 25 年 3 月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20%	39.2%

・ 3年超 80% 60.8%

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金等

基金分離預託財産及び代位弁済担保については、第1回理事会決定「資産の管理運用について」に基づき、普通預金又は定期預金で管理運用している。

代位弁済積立金については、第58回理事会決定（直近の改正）により改正された「資産の管理運用について」に基づき、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

（1）分離保管弁済契約の締結状況

平成24年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は2社、契約を変更した会員は2社、契約を解除した会員は3社であり、平成25年3月末の契約会員は32社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成25年3月31日現在）別紙のとおりである。

（2）指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に新たに、指定信託契約を締結した会員は0社、指定信託契約の変更等を行った会員は0社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は0社であり、平成25年3月末の契約会員は2社、指定信託額の総額は300百万円であった。

（3）基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、㈱日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は2社、

契約を解除した会員は 3 社であった。平成 25 年 3 月末の契約会員は 32 社、基金分離預託の総額は 1,193 百万円であった。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の締結を行った会員は 0 社、同契約の変更を行った会員は 0 社、同契約の解除を行った会員は 0 社、平成 25 年 3 月末の契約会員は 0 社、保証額の総額は 0 円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は 23 社（代位弁済限度額の総額 7,424 百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員 0 社、代位弁済限度額の変更会員延べ 4 社、担保変更延べ 5 社、契約解除 3 社（期間満了により更新しない会員を含む。）であった。その結果、平成 25 年 3 月末の契約会員は 20 社（代位弁済限度額の総額は 6,499 百万円）であった。

〈平成 25 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成 24 年 12 月末をもって満了することから、平成 25 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 24 年 10 月 4 日に契約手続きについて各会員に通知した。当基金は 11 月 29 日開催の第 25 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 56 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことを踏まえ、平成 25 年 1 月 1 日付けで会員 20 社（更新 20 社）と当該契約を締結した。

（代位弁済限度額の総額は 64 億 9,940 万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮、親会社等からの念書の差入れ等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次報告においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

また、平成 24 年 11 月 16 日付け改正商品先物取引法施行規則により、金融商品取引業者の資格をもつ商品先物取引業者については、純資産額規制比率の届出に代わって自己資本規制比率の届出を行うことができることとなった。このため、これら改正に対応するため、定款、業務規程等の施行に関する規則を改正し「自己資本規制比率に関する届出書」を定めるとともに、提出書類に係る情報通信技術の利用等に関する実施要綱の改正を行い、これら改正に基づく報告を受けている。

なお、c f e f システムは当基金における常時監査の根本となる会員報告受入システムであることから、急速に変化するネット社会への対応やより重厚なセキュリティ対策のために認証機器 (ikey) 等の入れ替えをおこない、システムセキュリティを強化した。

(2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全の観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び単独又は関係団体と共同で立入監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象会員は 16 社、立入日数は 25 日であった。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 24 年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は、皆無であった。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

本年度においては会員に対する制裁事案は無かった。

平成 25 年 3 月 27 日に規律委員会懇談会を開催し、最近 1 年間における当基金の状況等について説明を行い、意見交換を行った。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件は存しない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 24 年度においては、基金代位弁済制度の改正について委託者保護制度検討委員会で検討を行った。

① 基金代位弁済制度の改正について

基金代位弁済制度は、委託者債権の保全を十全に図りつつ会員の手許流動性を確保する制度であるが、制度開始以降における市場規模の縮小、規制の強化等により、委託者数及び預かり証拠金額は減退し続けており、当基金の会員数自体、あるいは会員個々の抱える委託者債権についても引き続き減少傾向にあり、当制度も契約会員及び契約会員の代位弁済限度額も縮小しており、十分に活用されているとはいえない状況にある。

このため、平成 25 年 2 月 20 日開催の第 23 回委託者保護制度検討委員会において、当制度をより使い勝手のよいものとし、活用されるよう改良すべく、検討を行った結果、次のような制度改正を行うこととした。

イ. 保証手数料の変更

基金代位弁済委託契約に係る保証手数料を年 0.25%から 0.2%に時限的に減額する。

(平成 25 年 4 月から平成 28 年 12 月まで)

ロ. 担保率の変更

基金代位弁済委託契約における代位弁済限度額に対する担保率の下限について、現行の受託会員 25% (監査免除会員 35%)、取次会員 50%となっているものを受託会員

20%（監査免除会員 30%）、取次会員 35%に引き下げる。

ハ．代位弁済限度額の拡大

会員が代位弁済限度額の希望額を算出するに当たり必要となるデータのうち、過去1年間における委託者純負債の 1/10 又は保全対象財産の最大値について、委託者純負債を 1/5 に変更する。これにより、会員の契約可能金額の拡大を図る。

ニ．担保有価証券の拡充

基金代位弁済委託契約の担保有価証券について、非上場社債を格付け等（A格以上）の制限を加えることにより、代位弁済担保に限定して認める。

なお、(株)東京商品取引所の株式を担保有価証券として認めることについては、担保評価等の問題があることから、次年度において引き続き検討することとなった。

この結果を受け、3月8日開催の第58回理事会において、基金代位弁済業務実施要領の改正を行い、代位弁済限度額の希望額の算定方法の見直し、担保率の変更、時限的な保証手数料の変更を実施することになった。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 35,749 件であった。

③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 産業構造審議会商品先物取引分科会について

平成 24 年度において、産業構造審議会商品先物取引分科会が 3 回開催された。当初の 2 回は商品先物取引市場の市場活性化がテーマとなり、3 回目は産業構造審議会商品先物取引分科会報告書について議題となった。本基金からは理事長が委員として出席し、委託者保護の立場から適宜発言を行った。

(5) その他

会員懇談会の開催

会員代表者に対し平成 25 年度の予算編成の基本方針等及び基金代位弁済制度改正の概要を説明するため、平成 25 年 2 月 25 日に会員懇談会を開催した。

別表(1)

役員等の一覧（平成25年3月末日現在）

(役員)

理事長	多々良 實 夫（豊商事(株)代表取締役）
副理事長	岡 地 和 道（日本商品先物振興協会会長）
副理事長	黒 木 幾 雄（日本商品委託者保護基金）
専務理事	杉 田 定 大（日本商品委託者保護基金）
常務理事	庄 司 國 男（日本商品委託者保護基金）
理 事	荒 井 史 男（日本商品先物取引協会会長）
理 事	江 崎 格（株東京商品取引所代表執行役）
理 事	岡 本 安 明（大阪堂島商品取引所理事長）
理 事	落 岩 邦 俊（第一商品(株)取締役副会長）
理 事	川 路 耕 一（KOYO証券(株)取締役会長）
理 事	清 水 清（カネツ商事(株)取締役会長）
理 事	繁 澤 宏 明（株コムテックス取締役）
理 事	二 家 勝 明（日産センチュリー証券(株)代表取締役）
監 事	坂 本 嘉 山（セントラル商事(株)代表取締役）
監 事	細 金 英 光（株フジトミ代表取締役）
監 事	有 賀 文 宣（税理士）

(相談役)

相 談 役	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
-------	----------------------

(運営審議会委員)

委 員 長	二 家 勝 明（日産センチュリー証券(株)代表取締役）
副委員長	秋 山 有 世（元日本経済新聞社編集局商品部長）
委 員	池 本 正 純（専修大学経営学部教授）
委 員	加 藤 敬（元国民生活センター相談部長）
委 員	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
委 員	高 氏 侖（弁護士）
委 員	宮 裕（公認会計士）

(規律委員会)

委 員 長	二 家 勝 明（日本商品先物取引協会副会長）
副委員長	高 氏 侖（弁護士）
委 員	荒 井 史 男（日本商品先物取引協会会長）
委 員	岡 地 和 道（岡地(株)代表取締役）
委 員	黒 木 幾 雄（委託者保護基金副理事長）
委 員	下 山 彌壽男（元補償基金協会副理事長）
委 員	中 澤 忠 義（元東京工業品取引所理事長）
委 員	宮 裕（公認会計士）
委 員	森 實 孝 郎（元東京穀物商品取引所理事長）

(代位弁済審査会)

委員長	石崎	實	(元東京穀物商品取引所調査部長)
副委員長	中曽根	淳	(日本商品先物取引協会事務局長)
委員	井浪	一 晃	(大阪堂島商品取引所常務理事)
委員	尾崎	隆 昌	(公認会計士)
委員	先崎	和 彦	(株東京商品取引所常務執行役)
委員	濱地	敏 明	(元日本商品先物取引協会事務局長)
委員	平田	哲 生	(株日本商品清算機構業務部長)
委員	村上	久 広	(KOYO 証券株代表取締役副会長)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長	下 山	彌壽男	(元補償基金協会副理事長)
副委員長	岡 地	和 道	(岡地株代表取締役)
委員	石 黒	文 博	(豊商事株代表取締役)
委員	岡 本	安 明	(岡安商事株取締役会長)
委員	落 岩	邦 俊	(第一商品株取締役副会長)
委員	車 田	直 昭	(ドットコモディティ株取締役会長)
委員	清 水	清	(カネツ商事株取締役会長)
委員	杉 原	吉 兼	(日本商品先物振興協会常務理事)
委員	高 橋	英 樹	(株東京商品取引所代表執行役専務)
委員	二 家	勝 明	(日産センチュリー証券株代表取締役)
委員	村 上	久 広	(KOYO 証券株代表取締役)
委員	守 田	猛	(日本商品先物取引協会副会長)
委員	吉 田	高 明	(株日本商品清算機構代表取締役)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成24年 4月末日		2	31社	(4月6日：脱退) MF Global FAX証券(株) (4月17日：脱退) モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
5月末日	2		33社	(5月1日：加入) (株)アップルタイムズマーケット (5月18日：加入) フィリップ証券(株)
6月末日			33社	
7月末日			33社	
8月末日			33社	
9月末日		1	32社	(9月12日：脱退) エイチ・エス・フューチャース(株)
10月末日			32社	
11月末日			32社	
12月末日			32社	
平成25年 1月末日			32社	
2月末日			32社	
3月末日			32社	

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成25年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
エース交易(株)		○		○
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
カネツ商事(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
新日本商品(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
KOYO証券(株)		○		
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		
(株)フジトミ	○	○		
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		
日本ユニコム(株)		○		○
(株)コムテックス		○		○
(株)共和トラスト		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
ドットコモディティ(株)		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
(株)UHG		○		○
ニューエッジ・ジャパン証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
ひまわり証券(株)		○		
GMOクリック証券(株)		○		
日産センチュリー証券(株)		○		○
(株)アップルタイムズマーケット		○		
フィリップ証券(株)		○		
32社				
合計	2	32	0	20